

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認栃木地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの 6件

厚生年金関係 6件

(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの 11件

国民年金関係 3件

厚生年金関係 8件

第1 委員会の結論

申立人のA社における厚生年金保険の被保険者資格喪失日は平成5年10月12日であると認められることから、申立人の資格喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、申立期間①のうち平成5年7月から同年9月までの標準報酬月額については、41万円とすることが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和18年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成5年7月31日から8年5月31日まで
② 平成10年8月1日から11年3月20日まで
③ 平成11年3月20日から12年4月1日まで

申立期間①についてはA社、申立期間②についてはB社に勤務していたが、厚生年金保険の加入記録が無い。また、申立期間③について、B社に勤務していた期間の標準報酬月額が、当時もらっていた給与と比べて著しく低い。申立期間①及び②について被保険者として認め、申立期間③については、正しい記録に訂正してもらいたい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、賃金台帳及び元同僚の証言等から、申立人がA社に継続して勤務していたことが推認できる。

一方、オンライン記録によると、申立人は、平成5年7月31日に厚生年金保険の被保険者資格を喪失している。しかしながら、当該資格喪失処理は、A社が同日付けで厚生年金保険の適用事業所でなくなった後の同年10月12日に、同年10月の定時決定を取り消した上で行われており、ほかに2名の被保険者についても同様の処理が行われていることが確認できる。

また、申立人の供述及び複数の同僚の証言から、A社が厚生年金保険の適用事業所でなくなった日である平成5年7月31日において、同社は厚生年金保険の適用事業所としての要件を満たしていたと認められることから、当該適用事業所でなくなったとする処理を行う合理的理由は見当たらない。

さらに、A社の商業登記簿から、申立人が申立期間①当時、同社の役員ではなかったことが確認できる上、申立人は社会保険事務には関与していなかったとしており、元同僚からもこれを裏付ける証言が得られている。

これらを総合的に判断すると、申立人について、平成5年7月31日に被保険者資格を喪失した旨の処理を行う合理的な理由は無く、当該資格喪失処理に係る記録は有効なものとは認められないことから、申立人の資格喪失日は、当該資格喪失処理が行われた同年10月12日であると認められる。

また、当該期間の標準報酬月額については、事業主が当初、社会保険事務所に届け出た記録から、41万円とすることが妥当である。

- 2 申立期間①のうち平成5年10月12日から8年5月31日までの期間について、申立人は、「A社は、平成8年5月まで事業を継続していたので、それまでは厚生年金保険に加入していたはずである。」と申し立てているが、オンライン記録によると、当該期間は同社が厚生年金保険の適用事業所でなくなった後の期間であるとともに、申立人は、当該期間のうち6年9月から7年5月までの期間について国民年金保険料を納付し、同年6月1日から8年5月31日までの期間については、別の事業所において厚生年金保険に加入していることが確認できる。

また、上述の記録内容を申立人に説明したところ、申立人は、「申し立てた時点では、そのような記録内容を詳しく知らなかったが、会社ごと社会保険から脱退しているのであれば、当該期間について厚生年金保険の加入記録が無いのは間違いではないと思う。」としている。

このほか、申立人の当該期間について、給与から厚生年金保険料が控除されていたことを確認できる関連資料、周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間①のうち平成5年10月12日から8年5月31日までの期間に係る厚生年金保険料を、事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

- 3 申立期間②について、申立人は、B社で厚生年金保険に加入していたと主張しているところ、オンライン記録によると、申立人の同社における資格取得日は平成11年3月20日となっている。

しかしながら、申立人は同社において経理及び社会保険事務の責任者であったとしており、その息子である事業主もこれを認めていることから、申立人自身の厚生年金保険被保険者資格を取得する以前の期間に係る、厚生年金保険の加入及び保険料控除について、認識していなかったとは考え難い。

また、オンライン記録によると、申立人は、当該期間のうち平成10年

11 月から 11 年 2 月までの期間について、国民年金保険料を納付している。

このほか、当該期間について、給与から厚生年金保険料が控除されていたことを確認できる関連資料、周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間②の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

4 申立期間③について、オンライン記録によると、申立人の B 社における標準報酬月額記録は、当初、平成 11 年 3 月から同年 8 月までは 30 万円、同年 9 月から 12 年 3 月までは 20 万円と記録されていたが、同社が厚生年金保険の適用事業所でなくなった 12 年 4 月 1 日より後の同年 4 月 26 日付けで、申立人及び事業主の標準報酬月額がさかのぼって引き下げられ、申立人については、11 年 3 月から 12 年 3 月まで 9 万 8,000 円に減額訂正されていることが確認できる。

また、「繰越事業所一覧表」から、B 社が平成 10 年度の厚生年金保険料を一部滞納し、12 年度に繰り越されていることが確認できる。

しかしながら、申立人は、B 社において経理及び社会保険事務の責任者であったとしており、事業主もこれを認めている上、同社が厚生年金保険の適用事業所でなくなる手続についても、自ら社会保険事務所に出向いて行ったとしていることから、申立人は同社の社会保険事務に係る意思決定について一定の権限を有しており、当該^{そきゅう}遡及処理に関与していなかったとは認め難い。

これらの事情を総合的に判断すると、申立人が、社会保険事務の責任者として、自らの標準報酬月額の減額訂正に関与しながら、当該訂正処理が有効なものではないと主張することは信義則上許されず、申立人の申立期間③における厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録の訂正を認めることはできない。

栃木厚生年金 事案 1027

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社B支店における資格喪失日に係る記録を昭和43年10月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を6万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和6年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和43年9月30日から同年10月1日まで

厚生年金保険の被保険者記録は、会社の事情により支店間を変遷しているが、昭和35年7月から63年8月までA社C支店に勤務していた。ところが、当該記録上B支店からD支店に異動した際、43年9月30日から同年10月1日まで1日の空白期間が存在する。入社から退職まで継続して勤務していたので、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間について、雇用保険の加入記録及び元同僚の証言から、申立人がA社に継続して勤務し（同社B支店から同社D支店に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、異動日については、複数の元同僚は、「同社の人事異動は常に月初めであった。」と証言していることから、申立人に係る同社B支店における資格喪失日を昭和43年10月1日とすることが妥当である。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人に係るA社B支店における同年8月のオンライン記録から、6万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主が資格喪失日を昭和43年10月1日と届け出たにもかかわらず、社会保険事務所がこれを同年9月30日と誤って記録することは考え難いことから、事業主が同日を資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年9月の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事

務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立人に係る当該期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間における標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額であったことが認められることから、申立期間の標準報酬月額を平成7年6月から同年10月までは59万円、同年11月から8年6月までは50万円に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和21年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 平成7年6月1日から8年7月22日まで
ねんきん定期便を確認したところ、A社に勤務した期間のうち、申立期間における標準報酬月額が著しく低くなっていることに納得できない。正しい記録に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録によると、申立人の厚生年金保険の標準報酬月額は、当初、申立期間のうち、平成7年6月から同年10月までは59万円、同年11月から8年6月までは50万円と記録されていたところ、同社が厚生年金保険の適用事業所でなくなった同年7月22日付けで、さかのぼって20万円に減額訂正されており、事業主についても、申立人と同様に減額訂正されていることが確認できる。

また、商業登記簿から、申立人が申立期間当時、A社において取締役だったことが確認できるところ、事業主及び元同僚から、「申立人は現場での工事の立会い等の業務に従事しており、社会保険事務には一切携わっていなかった。」との証言が得られていることから、申立人が当該^{そきゅう}訂正処理に関与したとは考え難い。

さらに、事業主及び経理を担当していた元同僚は、「申立期間当時、当該事業所では経営状況が悪化しており、厚生年金保険料を滞納していた。」と証言している。

これらを総合的に判断すると、社会保険事務所（当時）において、当該訂正処理を^{そきゅう}遡及して行う合理的理由は無く、当該期間の標準報酬月額に係る有効な記録訂正があったとは認められず、申立人の申立期間に係る標準報酬月額は、事業主が社会保険事務所に当初届け出たとおり、平成7年6月から同年10月までは59万円、同年11月から8年6月までは50万円に訂正することが必要である。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格取得日に係る記録を昭和47年6月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を8万円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和11年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和47年6月1日から同年9月1日まで

A社B工場から、同社本社が所管するCセンターへ異動し勤務していた時期の年金記録が欠落している。申立期間中も継続して勤務しており、保険料も控除されていた。記録が間違っていると思われるので、当該期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録、事業所から発行された永続勤務表彰状及び同僚の証言から、申立人がA社に継続して勤務し（昭和47年6月1日に同社B工場から同社本社が所管するCセンターに異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人の同社本社における昭和47年9月のオンライン記録から、8万円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所（当時）に行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間のうち、平成9年9月1日から10年3月16日までの標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額であったことが認められることから、当該期間に係る標準報酬月額を9年9月から10年2月までは20万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人の当該期間に係る厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和48年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成9年4月1日から10年3月16日まで

ねんきん定期便を確認したところ、A社に勤務していた期間のうち、申立期間の標準報酬月額が相違していることが分かった。平成9年4月から給与体制に変更があり、給与月額は16万円から20万円に変わったはずなので、当該期間の標準報酬月額を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の標準報酬月額については、申立人が所持する「個人別新給与体制明細書」で確認できる報酬月額及びA社等の給与所得の源泉徴収票及び住民税決定証明書において確認できる社会保険料控除額から算定した厚生年金保険料により、申立期間のうち平成9年9月から10年2月までの申立人の標準報酬月額の記録を20万円とすることが必要である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業所は不明としており、ほかにこれを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主か申立てどおりの報酬月額に係る届出を社会保険事務所（当時）に行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから行ったとは認められない。

一方、申立期間のうち、平成9年4月から同年8月までの標準報酬月額に

については、源泉徴収票及び住民税決定証明書から確認できる社会保険料控除額から算定した厚生年金保険料に見合う標準報酬月額とオンライン記録上の標準報酬月額（16 万円）が一致していることから、当該期間について、申立人がその主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格取得日に係る記録を昭和57年4月1日に訂正し、当該期間の標準報酬月額を9万2,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和34年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和57年4月1日から同年5月6日まで

昭和57年4月1日からA社に勤務したが、厚生年金保険の記録を見ると、同年5月6日から被保険者になっている。給料支払明細書から、申立期間について厚生年金保険料を控除されていることが確認できるので、当該期間も厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が所持するA社の給料支払明細書及び事業主の回答により、申立人は、昭和57年4月1日から当該事業所に勤務し、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、給料支払明細書において確認できる保険料控除額から、9万2,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明としているが、雇用保険及び厚生年金保険の被保険者資格取得日の記録が昭和57年5月6日となっており、公共職業安定所及び社会保険事務所（当時）の双方が誤って同じ資格取得日を記録したとは考え難いことから、事業主が同日を資格取得日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年4月の厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 47 年 1 月から 52 年 1 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 19 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 47 年 1 月から 52 年 1 月まで

申立期間当時は、夫が厚生年金保険に加入していたため、国民年金の加入は任意であったが、夫に勧められて昭和 47 年 1 月ごろに市役所の支所で国民年金の加入手続を行った。保険料についても、毎月、同支所で納付していたので、申立期間が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和 47 年 1 月ごろに市役所の支所で国民年金の任意加入手続を行い、保険料についても同支所で納付していたと主張しているが、申立人が所持している年金手帳、町の国民年金被保険者名簿及びオンライン記録のいずれによっても、申立人は「昭和 52 年 2 月 17 日」に任意加入したことが確認できる。

また、国民年金の任意加入においては、加入日が資格取得日となり、これ以前の保険料をさかのぼって納付することはできない。

さらに、申立人が所持している年金手帳は、昭和 49 年 11 月以降使用されるようになったオレンジ色調の手帳であり、申立人はこれ以外の手帳を所持したことはないとしていることなどから、別の手帳記号番号が払い出されていた可能性はうかがえない。

加えて、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付したことをうかがわせる関連資料（家計簿、確定申告書等）は見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成5年1月から同年12月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和42年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成5年1月から同年12月まで

私は、平成5年1月から約1年間海外に出ていたが、国民年金保険料の納付書は実家に届いていたと思う。保険料は届いた納付書により父親が納めてくれていたので、申立期間の保険料が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は平成5年1月29日にA国に転出し、6年1月10日に転入（帰国）したことが戸籍の附票から確認できるところ、国民年金制度上、海外居住者は任意加入となることから、申立期間当時、申立人が海外転出の届出を行ったことにより、国民年金の被保険者資格を喪失したことが推認でき、事実、オンライン記録によると、申立期間はすべて未加入期間となっている。

また、申立人は、海外転出に当たり国民年金の任意加入手続をした記憶は無いとしており、申立人の所持する年金手帳にも、申立人が国民年金の任意加入手続を行っていた形跡は見られない。

さらに、申立人に代わって国民年金保険料を納付したとする父親から聴取したところ、「市役所の女性職員に現金で納付したが、領収書はもらえず、翌日、銀行の職員から、『これで大丈夫です。』と電話があった。」との証言が得られたが、納付したとする時期及び金額等に係る記憶は不明瞭^{ふめいりょう}であり、この証言のみをもって申立期間の国民年金保険料を納付したと認めるのは困難である。

加えて、申立期間の国民年金保険料を納付したことをうかがわせる関連資料（家計簿、確定申告書等）、周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断

すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

栃木国民年金 事案 734

第1 委員会の結論

申立人の昭和60年11月から61年5月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和26年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和60年11月から61年5月まで
会社を退社後、妻が国民健康保険と一緒に国民年金の加入手続や保険料の納付をしてくれたので、申立期間の保険料が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金加入手続及び申立期間の保険料の納付を行い、申立期間について自身の保険料の納付記録がある申立人の妻は、「国民年金第3号被保険者の手続を行うため市役所に行ったところ、市の職員から夫の国民年金の加入漏れを指摘されたため、加入手続を行い申立期間の保険料を納付したが、自分の保険料は納付しなかったため、夫婦の納付記録が入れ替わっているのではないか。」としている。

しかしながら、申立人が所持している年金手帳及びオンライン記録のいずれによっても、申立人が国民年金に加入した形跡は無く、市役所に照会しても、申立人に係る国民年金被保険者名簿は存在しないとしている上、その妻が所持している年金手帳によると、申立期間は国民年金の被保険者期間となっており、保険料についても、その大半が第3号被保険者制度が導入された昭和61年4月以降に納付されていることなどから、その妻が納付したと記憶しているのは、自らの保険料であったと考えることが自然である。

さらに、申立期間の国民年金保険料を納付したことをうかがわせる関連資料（家計簿、確定申告書等）、周辺事情は見当たらない。

これら申立内容及びこれまでに収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 18 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 40 年 2 月 1 日から 43 年 3 月 1 日まで

申立期間については、A区Bで、社名は不明であるが会社に勤務し、その後、A区CのDという会社に勤務した。二つの会社の詳しい勤務時期は覚えていないが、厚生年金保険料を給与から控除されていたので、被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、A区にあったE業の事業所に勤務していたと申し立てているが、事業所名及び事業主や同僚の氏名を記憶していないことから、当該事業所を特定することができず、申立人の勤務実態や厚生年金保険の加入について確認することはできなかつた。

また、申立人は当該事業所の取引先であったとして、F社の事業所名を挙げているところ、オンライン記録から、申立人の供述と名称の類似している事業所が確認できるものの、当該事業所は現存しておらず、聴取することができない。

さらに、オンライン記録によると、申立期間に申立人が勤務していたとするDは厚生年金保険の適用事業所としての記録が確認できない上、申立人は、事業主や同僚の氏名を記憶していない。

加えて、同業組合に聴取したところ、Dの事業主の氏名は判明したものの、事業所はすでに廃業している上、事業主は申立人について記憶しておらず、申立人の勤務実態を確認するには至らなかつた。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 20 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 41 年 4 月 1 日から 43 年 9 月 27 日まで

社会保険事務所（当時）に年金相談に行ったところ、A事業所での厚生年金保険加入期間は脱退手当金が支給済みとなっているとの説明を受けたが、私は、会社から説明を聞いた記憶も受給した記憶も無いので正しい記録にしてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無く、当該期間に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約2か月後の昭和43年11月16日に支給決定されており、健康保険厚生年金保険被保険者原票にも「脱」の表示が記されているなど、一連の事務処理に不自然さはうかがえない。

また、厚生年金保険脱退手当金支給決定通知書を保管している元同僚は、「結婚による退職時に、社長に厚生年金保険の脱退手当金の受給について確認され、請求の手続きを執ってもらった。その後、封筒に入った現金と社会保険事務所発行の厚生年金保険脱退手当金支給決定通知書を渡された。」と証言しており、事業主により代理請求が行われた可能性がうかがわれる。

さらに、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの事実及びその他の事情なども含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間①、及び申立期間②のうち平成 17 年 1 月 1 日から 18 年 1 月 25 日までの期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

また、申立期間②のうち、平成 15 年 5 月 29 日から 17 年 1 月 1 日までの期間における厚生年金保険被保険者記録については、訂正する必要は認められない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 30 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成 7 年 5 月 1 日から 12 年 4 月 1 日まで
② 平成 15 年 5 月 29 日から 18 年 1 月 25 日まで

年金の記録を調べたところ、A社に勤めていた申立期間当時の厚生年金保険の被保険者としての記録が無いことが分かった。しかし、当時、同社の常勤役員だった私は、社会保険の事務や給与計算等の事務を担当し、給与から厚生年金保険料を控除していたことは間違いないので、申立期間について厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 事業主及び従業員の証言により、申立人が申立期間①及び②について、A社に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、申立人は、当該事業所の取締役として、社会保険の事務手続及び給与計算を担当し、給与から厚生年金保険料を控除していたと供述しているところ、申立期間①のうち、平成 8 年 1 月 1 日から 12 年 1 月 1 日までの期間については、市が提出した課税資料（所得金額等一覧）により、申立人が厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていないことが確認できる。

さらに、申立期間②のうち、平成 17 年 1 月 1 日から 18 年 1 月 1 日までの期間については、顧問税理士が提出した所得税源泉徴収簿により、申立人が厚生年金保険料を事業主より給与から控除されていないことが確認で

きる。

加えて、オンライン記録によると、申立人は、申立期間①及び②について、事業主である夫の被扶養配偶者であり、国民年金の第3号被保険者であったことが確認できる。

このほか、申立人の申立期間①、申立期間②のうち平成17年1月1日から18年1月25日までの期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料及び周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間①及び申立期間②のうち、平成17年1月1日から18年1月25日までの期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

- 2 申立期間②のうち、平成15年5月29日から17年1月1日までの期間については、申立人が提出した給与明細書、市が提出した課税資料及び顧問税理士が提出した所得税源泉徴収簿により、申立人が厚生年金保険料を事業主より給与から控除されていたことが認められる。

しかしながら、申立人は、申立期間当時、事業主の妻であり、かつ、事業主、顧問税理士及び申立人は、当該事業所の取締役として社会保険事務及び給与計算業務を担当していたとしていることから、申立人が当該事業所の社会保険及び給与業務に関与していたものと認められる。

ところで、当委員会では、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律(以下「特例法」という。)に基づき記録訂正が認められるかを判断しているところであるが、特例法第1条第1項ただし書では特例対象者(申立人)が、当該事業主が保険料納付義務を履行していないことを知り、又は知り得る状態であったと認められる場合については、記録訂正の対象とすることはできない旨規定されている。

したがって、申立人は、上記のとおり特例法第1条第1項ただし書に規定される「保険料納付義務を履行していないことを知り、又は知り得る状態であったと認められる場合」に該当すると認められることから、当該期間については、同法に基づく記録訂正の対象とすることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 41 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 3 年 3 月 31 日から同年 4 月 1 日まで
ねんきん特別便によると、A社（現在は、B社）における厚生年金保険の資格喪失日が平成 3 年 3 月 31 日となっているが、同日付けで退職したので、資格喪失日は同年 4 月 1 日となるはずである。申立期間について厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

C厚生年金基金から回答のあった申立人のA社における資格喪失日及び雇用保険加入記録上の当該事業所における離職日の翌日は、いずれも厚生年金保険の資格喪失日である平成 3 年 3 月 31 日と一致している。

また、当該事業所は、平成 12 年 4 月 1 日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっているところ、合併後のB社は、現在、商業登記簿謄本上の所在地に無いため連絡ができない上、申立期間当時の事務担当者に照会をしても回答を得ることができず、当該事業所における事務手続の詳細は不明であるが、当該事業所において、2年から7年までに厚生年金保険被保険者資格を喪失した 98 人について資格喪失日を調査したところ、申立人を含む 68 人が月末、又はおおむね月末に資格を喪失していることが確認できる。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和5年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和19年6月1日から20年10月まで
学校を卒業してからA社（現在は、B社）に入社して終戦まで勤めていた。現場はC工場で現場事務所にいた方の名前を覚えている。厚生年金保険記録が無いので、申立期間について厚生年金保険の被保険者として認めてもらいたい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の勤務に係る詳細な記憶から、申立人が申立期間についてA社に勤務していたことは認められる。

しかしながら、申立人と一緒に入社したとされる同僚3人については、厚生年金保険の被保険者記録が確認できない上、別の同僚として申立人が氏名を挙げている女性従業員は、昭和21年7月24日に厚生年金保険の被保険者資格を取得していることが確認できる。

また、当該事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿を調査したところ、昭和19年6月1日から21年4月11日までの期間に被保険者資格を取得した者の中に申立人の氏名は無く、連番で管理されている厚生年金保険記号番号に欠落も無い。

さらに、事業主は、昭和30年代の水害により関係資料（人事記録、賃金台帳等）を滅失してしまったとしており、申立人の同社での勤務実態及び厚生年金保険の適用状況等を確認できない。

加えて、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料、周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料、周辺事情等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和24年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和40年4月1日から44年9月1日まで
昭和40年4月に職業安定所を通じてA事業所に就職した。一緒に働いていた同僚には厚生年金保険の記録があるのに、自分に無いのはおかしい。
申立期間について被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人及び元同僚の具体的な証言等から、申立人がA事業所に勤務していたことは推認できる。

しかし、申立人の当該事業所における雇用保険の記録は確認できず、申立期間中の昭和44年5月1日からは、別の事業所において雇用保険に加入していることが確認でき、この事実について申立人は、「ずいぶん前の事なので、はっきり覚えていない。」としている。

また、申立期間について、当該事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票に申立人の氏名は確認できず、健康保険証の整理番号に欠番も無い上、申立期間当時、被保険者資格のある複数の元同僚は、「就職時から厚生年金保険に加入していたのではなく、就職後しばらくしてから加入している。」と証言している。

さらに、申立期間当時の事業主は既に他界しており、事業を引き継いだその息子に聴取しても、「当時、社会保険についてどのように手続をしていたのかは分からない。」としている。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を、事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 46 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 13 年 11 月 1 日から 14 年 10 月 1 日まで
ねんきん定期便を見たところ、A社における申立期間の標準報酬月額が、大きく違っていることが分かった。給料が大きく下がったことは無かったので正しい記録に訂正してもらいたい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間について、20 万円の給与を支給されていたと主張しているところ、オンライン記録において、当該期間に係る標準報酬月額は 20 万円から 9 万 8,000 円に改定されていることが確認できる。

しかし、市役所から提出された、申立人に係る課税資料において確認できる社会保険料控除額から算定した厚生年金保険料に見合う標準報酬月額は、オンライン記録上の標準報酬月額に近い額であることが確認できる。

また、申立人と同時期に標準報酬月額の変更があった元同僚の給与明細書を確認したところ、報酬月額に見合う標準報酬月額はオンライン記録上の標準報酬月額よりも高いものの、厚生年金保険料控除額に見合う標準報酬月額は、オンライン記録上の標準報酬月額と一致している。

さらに、申立人に係る標準報酬月額の記録は、遡^{そきゆう}及して訂正されているなどの不自然な点は見当たらない。

加えて、A社は、既に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっている上、事業主にも照会をしたが回答は無く、当時の状況を確認することはできなかった。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立期間について、申立人がその主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 48 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 19 年 3 月 31 日から同年 4 月 1 日まで
平成 18 年 7 月から 21 年 3 月までパート職員としてA社に勤務し、19 年 3 月末までは厚生年金保険に加入していた。厚生年金保険の記録を確認したところ、19 年 3 月の被保険者記録が欠落していることが分かった。保険料控除が確認できる給与明細書があるので、申立期間について被保険者として認めてもらいたい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の被保険者記録及びA社が保管している勤務表から、申立人が申立期間について当該事業所に勤務していたことが認められる。

しかしながら、事業主は、A社における厚生年金保険料は翌月控除であるとしており、同社が保管している平成 19 年 3 月支給分の賃金台帳及び申立人から提出された同年 3 月度給与明細書により、同年 2 月分の保険料が控除されていることが確認できる。

また、同社が保管している賃金台帳により、申立人の平成 19 年 4 月支給分の給与からは、同年 3 月分の厚生年金保険料が控除されていないことが確認できる。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料及び周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。